

八王子市盲ろう者通訳・介助者派遣事業運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、盲ろう者のコミュニケーション及び移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため、盲ろう者に対して通訳・介助者を派遣し、もって盲ろう者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、盲ろう者とは、視覚障害と、聴覚又は言語障害を重複してもつ重度の身体障害者（児）であって、身体障害者手帳を所持するものをいう。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は八王子市とする。ただし、事業の全部または一部を適切に行う能力を有すると八王子市が認めた団体（以下「委託団体」という。）に対し、委託して実施することができるものとする。

(派遣対象者)

第4条 この事業において通訳・介助者の派遣を受けられる者は、八王子市に住所を有する盲ろう者であって、あらかじめ委託団体に登録したもの（以下「登録利用者」という。）とする。

(通訳・介助者)

第5条 通訳・介助者は、盲ろう者の福祉に理解と熱意を有し、盲ろう者に対する通訳・介助の技術を習得しているものであって、委託団体の推薦に基づき、八王子市長が承認したものとする。

(通訳・介助者の業務内容)

第6条 通訳・介助者は、盲ろう者の通訳及び外出時の付添いとする。

(派遣の申込み)

第7条 この事業において通訳・介助者の派遣を受けようとする登録利用者は、委託団体に派遣を申し込むものとする。

(通訳・介助者の派遣の範囲)

第8条 委託団体は、登録利用者から派遣の申込みがあった場合は、次の各号の一に該当する場合を除き、通訳・介助者を派遣する。

ただし、登録利用者の希望する日時に、通訳・介助者を派遣することができない場合にはその者が希望する別の日時に、通訳・介助者を派遣することができるものとする。

- (1) 営利に関するもの
- (2) 宗教・政治活動に関するもの
- (3) その他市長が不相当と認めたもの

(費用)

第9条 通訳・介助者の派遣に係る利用者の費用負担は、無料とする。
ただし、外出に必要な交通費については、通訳・介助者に係る分も含めて利用者の負担とする。

(秘密の保持)

第10条 この要綱に基づく通訳・介助者派遣事業に従事する通訳・介助者及び団体の職員は、その業務を行うに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(関係機関との連携)

第11条 本事業の実施に当たっては、事業を円滑に実施し、かつ事業の広報及び普及のために福祉事務所等関係機関と密接に連携するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。